

## 議案第4号

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

富津市長 佐久間 清 治

## 提案理由

平成27年10月の千葉県人事委員会勧告に準じ、給料月額及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）により改正された地方公務員法が施行されることに伴い、条例規定事項となった等級別基準職務表の規定等を整備するため、条例の一部を改正するものである。

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

一般職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000

20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	

	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	444,100
再任用	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	444,500
職員以	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	444,900
外の職	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	445,300
員	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	445,600
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	445,900
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	446,200
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	446,600
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	446,900
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	447,200
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	447,500
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	447,800
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
	78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
	79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	

80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400	380,300		
95		294,000	341,900	380,700		
96		294,400	342,300	381,100		
97		294,600	342,400	381,400		
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			
103		296,600	344,700			
104		296,900	345,100			
105		297,100	345,600			
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			
108		298,100	346,800			
109		298,300	347,300			

	110		298,700	347,700				
	111		299,100	348,000				
	112		299,400	348,300				
	113		299,500	348,800				
	114		299,800					
	115		300,100					
	116		300,500					
	117		300,700					
	118		300,900					
	119		301,200					
	120		301,500					
	121		301,900					
	122		302,100					
	123		302,400					
	124		302,700					
	125		303,000					
再任用 職員		186,500	214,000	254,000				

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「この条例の」を削り、同条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条第3項中「基礎となるべき標準的な」を「基準となる」に、「規則で定める」を「別表第2に掲げるとおりとする」に改める。

第20条の4第2項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改める。

別表第2中「第20条の4第2項」を「第20条の4関係」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

#### 等級別基準職務表

(1) 一般行政職

等級	職名又は役職名	基準となる職務
1 級	主事 技師 書記	係長等の命を受け、一般事務及び一般技術に従事する職務
	社会福祉士	社会福祉指導に従事する職務
	精神保健福祉士	精神保健福祉相談等に従事する職務
	社会福祉主事	社会福祉主事の職務
	司書	図書館の専門的事務に従事する職務
	社会教育主事	社会教育主事の職務
	文化財主事	学芸員の資格を有し、文化財の専門的事務に従事する職務
	保健師	保健指導に従事する職務
	看護師 准看護師	傷病者等の療養上の世話、診療の補助等に従事する職務
	保育士	保育所の幼児の保育に従事する職務
管理栄養士 栄養士	栄養の指導に従事する職務	
2 級	主事 技師 書記	係長等の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする一般事務及び一般技術に従事する職務
	社会福祉士	高度の知識又は経験を必要とする社会福祉指導に従事する職務
	精神保健福祉士	高度の知識又は経験を必要とする精神保健福祉相談等に従事する職務
	社会福祉主事	高度の知識又は経験を必要とする社会福祉主事の職務
	司書	高度の知識又は経験を必要とする図書館の専門的事務に従事する職務
	社会教育主事	高度の知識又は経験を必要とする社会教育主事

		の職務
	文化財主事	学芸員の資格を有し、高度の知識又は経験を必要とする文化財の専門的事務に従事する職務
	保健師	高度の知識又は経験を必要とする保健指導に従事する職務
	看護師 准看護師	高度の知識又は経験を必要とする傷病者等の療養上の世話、診療の補助等に従事する職務
	保育士	高度の知識又は経験を必要とする保育所の幼児の保育に従事する職務
	管理栄養士 栄養士	高度の知識又は経験を必要とする栄養の指導に従事する職務
3級	主任主事 主任技師 主任書記	係長等の命を受け、相当高度の知識又は経験を必要とする一般事務及び一般技術に従事する職務
	主任社会福祉士	相当高度の知識又は経験を必要とする社会福祉指導に従事する職務
	主任精神保健福祉士	相当高度の知識又は経験を必要とする精神保健福祉相談等に従事する職務
	社会福祉主事	相当高度の知識又は経験を必要とする社会福祉主事の職務
	主任司書	相当高度の知識又は経験を必要とする図書館の専門的事務に従事する職務
	社会教育主事	相当高度の知識又は経験を必要とする社会教育主事の職務
	文化財主事	学芸員の資格を有し、相当高度の知識又は経験を必要とする文化財の専門的事務に従事する職務
	主任保健師	相当高度の知識又は経験を必要とする保健指導に従事する職務
	主任看護師	相当高度の知識又は経験を必要とする傷病者等の



	主任准看護師	療養上の世話、診療の補助等に従事する職務
	主任保育士	相当高度の知識又は経験を必要とする保育所の幼児の保育に従事する職務
	主任管理栄養士 主任栄養士	相当高度の知識又は経験を必要とする栄養の指導に従事する職務
4 級	副主査	上司の指揮監督のもとに、特命又は専門事項の調査に従事する職務
	総括社会福祉士	上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも社会福祉指導に従事する職務
	総括精神保健福祉士	上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも精神保健福祉相談等に従事する職務
	総括司書	上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも図書館の専門的事務に従事する職務
	総括保健師	上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも保健指導に従事する職務
	総括看護師 総括准看護師	上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも傷病者等の療養上の世話、診療の補助等に従事する職務
	総括保育士 《主任保育士》	上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも保育士の職務に従事する職務
	総括管理栄養士 総括栄養士	上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも栄養の指導に従事する職務
	5 級	係長 所長（峰上出張 所長・環境セン ター所長）
保育所長		上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当た

	《総括保育士》 《主任保育士》	るとともに、自らも保育士の職務に従事する職務
	主査	上司の指揮監督のもとに、特命又は専門事項の調査に従事する職務
6 級	課長補佐 事務局長補佐 所長補佐 館長補佐 指導主事 保健体育主事	課長等の事務を補佐し、所管職員を指揮監督して一般事務及び一般技術の管理に当たる職務
	保育所長	所管職員を指揮監督するとともに、自らも保育士の職務に従事する職務
	副主幹	上司の指揮監督のもとに、特命又は専門的な調査、研究及び企画に従事する職務
7 級	会計管理者	所属職員を指揮監督して会計事務の管理に当たる職務
	委員会等の事務 局長	委員会等の命を受け、所属職員を指揮監督して一般事務及び一般技術の管理に当たる職務
	次長	部長等の職務を補佐し、部内業務の総合調整、組織管理、職員配置の弾力的運用及び部内業務の進行管理に当たる職務
	参事 技監	上司の命を受け、極めて高度な知識及び経験を必要とする困難な事務に従事するとともに、自ら特命事項の調査企画及び専門的事項の管理研究に当たる職務
	課長 所長 館長 室長	部長等の職務を補佐し、所管職員を指揮監督して一般事務及び一般技術の管理に当たる職務

	主幹 指導主事 保健体育主事	
8級	部長 議会の事務局長	次長等以下を指揮監督して一般事務及び一般技術の管理に当たる職務
	参与	市長の命を受け、極めて高度な知識及び経験を必要とする困難な事務に従事するとともに、自ら特命事項の調査企画及び専門的事項の管理研究に当たる職務

備考 《 》 括弧書は、任命権者が特に必要と認める場合

(2) 技能労務職

等級	職名又は役職名	基準となる職務
1級	自動車運転手	上司の命を受け、自動車の運転に従事する職務
	ボイラー技士	上司の命を受け、ボイラーの業務に従事する職務
	調理員	上司の命を受け、給食の業務に従事する職務
	作業員	上司の命を受け、清掃の業務に従事する職務
	用務員	上司の命を受け、用務に従事する職務
2級	自動車運転手	上司の命を受け、知識又は経験を必要とする自動車の運転に従事する職務
	ボイラー技士	上司の命を受け、知識又は経験を必要とするボイラーの業務に従事する職務
	調理員	上司の命を受け、知識又は経験を必要とする給食の業務に従事する職務
	作業員	上司の命を受け、知識又は経験を必要とする清掃の業務に従事する職務
	用務員	上司の命を受け、知識又は経験を必要とする用務に従事する職務
3級	主任自動車運転手	上司の命を受け、自動車の運転に従事し、自動車運転手の職務の指揮監督に当たる職務

	主任ボイラー技士	上司の命を受け、ボイラーの業務に従事し、ボイラー技士の職務の指揮監督に当たる職務
	主任調理員	上司の命を受け、調理の業務に従事し、調理員の職務の指揮監督に当たる職務
	主任作業員	上司の命を受け、清掃の業務に従事し、作業員の職務の指揮監督に当たる職務
	主任用務員	上司の命を受け、用務員の業務に従事し、用務員の職務の指揮監督に当たる職務
4級	総括自動車運転手	上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも自動車の運転に従事する職務
	総括ボイラー技士	上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らもボイラーの業務に従事する職務

### (3) 消防職

等級	職名又は役職名	基準となる職務
1級	消防士	上司の命を受け、消防事務に従事する職務
2級	消防士長 《消防副士長》 副主任	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする消防事務に従事する職務
3級	消防士長 主任	係長等の命を受け、相当高度の知識又は経験を必要とする消防事務に従事する職務
4級	消防司令補 副主査	上司の指揮監督のもとに、特命又は専門事項の調査に従事する職務
5級	《消防司令》 消防司令補 係長	課長等の命を受け、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも消防事務に従事する職務
	消防司令補 主査	上司の指揮監督のもとに、特命又は専門事項の調査に従事する職務
6級	消防司令	課長等の事務を補佐し、所管職員を指揮監督して

	課長補佐	消防事務の管理に当たる職務
	消防司令 副主幹	上司の指揮監督のもとに、特命又は専門的な調査、研究及び企画に従事する職務
	消防司令 《副署長》 《分署長》 副分署長	課長等の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも消防事務に従事する職務
7 級	消防司令長 次長	消防長の職務を補佐し、内部業務の総合調整、組織管理、職員配置の弾力的運用及び業務の進行管理に当たる職務
	消防司令長 課長 署長	消防長等の職務を補佐し、所管職員を指揮監督して消防事務の管理に当たる職務
	消防司令長 参事 主幹	上司の命を受け、極めて高度な知識及び経験を必要とする困難な事務に従事するとともに、自ら特命事項の調査企画及び専門的事項の管理研究に当たる職務
	消防司令長 副署長 分署長 《副分署長》	上司の命を受け、極めて高度な知識及び経験を必要とする困難な事務に従事するとともに、所管職員を指揮監督して消防事務に従事する職務
8 級	消防長 消防監	次長以下を指揮監督して消防事務全般の管理に当たる職務

備考 《 》括弧書は、任命権者が特に必要と認める場合

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例（以下「改正

後の条例」という。)別表第1の規定は平成27年4月1日から、改正後の条例第22条第2項第1号の規定は平成27年12月1日から適用する。

(平成27年4月1日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成27年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の一般職の職員の給与等に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。